

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
1 豊かな心の育成	1 命を大切に する教育の推 進	自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。	○「命」の授業及びいのちと心の教育」月間の取組等、児童・生徒が主体的に考える取組の推進 ○児童・生徒に対する普通救命講習、教員に対する上級救命講習の実施	指導室			
	2 人権教育の 推進	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進します。	○人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進	指導室	2-3差別や偏見のない社会をつくる学び	2-3-1人権教育の推進	人の尊厳を重んじ、互いの良さや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進する。
	3 いじめの防 止と対応	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。	○調布市立学校 人権週間」を通じたいじめの未然防止の取組	指導室			
	4 道徳教育の 推進	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。	○東京都道徳教育教材集の活用等による主体的に考え、議論する授業の実践や、道徳授業地区公開講座の実施による保護者・地域への啓発等を通じた道徳教育の充実 ○自尊感情測定尺度（東京都版）における評価シートを活用した教育活動の実施	指導室	2-3差別や偏見のない社会をつくる学び	2-3-3道徳教育の推進	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進める。
	5 体験活動の 推進	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。	○学校行事等における他者とのかかわり合いを通じて、お互いのよさや違いを認め合う取組や成功体験・達成感を伴う取組の充実による自尊感情の向上 ○宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による人間性・生きる力の基盤の育成 ○自然体験活動その他の体験活動を通じて、生きる力の育成を図るとともに、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成	指導室			

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
2 確かな学力の育成	6 基礎的・ 基本的な知識及び技能 や学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成と 小中連携教育の推進	学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。	○小学校高学年への教科担任制導入への対応や、少人数指導講師を活用した少人数・習熟度別指導による個に応じた指導の充実を通じた確かな学力の育成 <u>○小中連携による中1ギャップへの対応円滑な接続の推進や、幼・保・小連携による小1プロブレムへの対応</u> ○地域学校協働本部による学習活動支援の充実 ○外国にルーツを持つ子どもなどを対象とした日本語指導教室の実施、日本語指導臨時講師の学校への派遣等による日本語指導の充実	指導室			
	7 小中連携教育の推進	また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。	○小中連携による円滑な接続の推進	指導室			
	78 ＩＣＴ環境の整備・デジタルの活用 と情報教育の推進	ＩＣＴ環境の整備・充実によりＩＣＴを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ＩＣＴの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。 スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、ＳＮＳの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	○ <u>インターネット環境の高速・最適化、デジタル教科書、ＣＢＴ等</u> 、児童・生徒1人1台端末の効果的な活用に向けた ＩＣＴ環境デジタル学習基盤 の計画的な整備・活用 ○教育データ活用による教師の見取りの充実に向けた支援 ○ＩＣＴ支援員による研修、各学校の好事例の共有等による教員の ＩＣＴ機器デジタル 活用能力の向上 <u>○インターネット等を用いた生成ＡＩ技術の進展を踏まえた</u> 情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成	指導室	2-3差別や偏見のない社会をつくる学び	2-3-2情報モラル教育の推進	1人1台端末環境の実現といったG I G Aスクール構想の推進により、児童・生徒がインターネットを利用する機会が増えることから、ＳＮＳによるいじめ等のトラブルや犯罪の未然防止を図るため、保護者も含め、児童・生徒に対してインターネットの適正利用に関する啓発を行うなど、情報モラル教育の一層の充実を図る。
	89 グローバルな人材の育成と オリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組	オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。 また、外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。	○外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用等による使える英語」を習得する意欲の醸成や小中連携の視点も踏まえた実践的教育の推進 <u>○国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成</u> <u>○異文化の理解、障害者に対する理解の促進等による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成</u> ○「 学校2020レガシー 」等として、国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成や異文化の理解、障害者等に対する理解の促進等による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成	指導室			
	910 学校図書館の活用推進	各学校に配置している学校司書による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。	○学校図書館を活用した読書、学習活動の推進、 <u>学校図書館支援センター機能の活用</u>	指導室	<u>1-2地域と学校の連携の推進</u>	<u>1-2-9学校図書館と公共図書館の連携による子どもの読書活動の推進</u>	<u>市立図書館は、小学校3年生を対象にした図書館ガイダンスの実施、小学校2年生の町たんけんの受入れ、調べ学習に関する資料提供や団体貸出等を中心に、小・中学校と連携を図っている。また、中高生による職場体験の受入も行っている。さらには、市立図書館と学校図書館の担当者で図書館ガイダンス等の実施状況を確認し、連携事業の改善・強化を図っている。</u>

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
3 健やかな体の育成	10 11 体力向上への支援	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む。）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、T o k y oスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。 また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。	○日常の体育授業等における運動機会の確保や体力向上を図るための授業改善の推進 ○プロアスリートによる体験教室や教員研修の実施等、体力・運動能力の向上に関する取組推進 ◎体力向上検討委員会を活用した、教育活動における体力向上の実現	指導室			
	11 12 食育の推進	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。 また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。	○小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく、食育指導の推進 ○学校給食への地場農産物の活用推進 ○タブレット等を活用したデジタル化に対応した食育の推進 ○食育推進事業（ 長野県木島平村（調布市の姉妹都市）産の食材を使用 、親子料理教室、 ゲゲゲ忌にちなんだ給食献立の工夫 、 食育講演会 等）の実施 ◎調布市学校給食運営協議会と連携した食育の推進	指導室、学務課			

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
4 個に応じたきめ細かな支援	12 13 特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。	○ 調布市特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進	指導室			
	13 14 不登校児童・ 1 生徒への支援	児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。	○「 調布市不登校児童生徒への支援プラン 」に基づく取組の推進 ○自己存在感や充実感等が感じられる「居場所づくり」や、主体的に取り組む協働的な活動を通した「絆づくり」の充実など、不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの推進 ○ 適応指導教室 教育支援センター 「太陽の子」・「 C A N V A S 」及び 分教室型の不登校特例校 学びの多様な学校分教室 「はしうち教室」の円滑な運営や、 不登校生徒を対象とした中学校における適応指導教室の設置検討 ○不登校児童生徒支援プロジェクト S W I T C H、メンタルフレンド、テラコヤ・スイッチ、学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施等、大学との連携事業や、訪問型支援事業「 みらい 」等による不登校児童・ 1 生徒に対する支援の充実 ○文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」や東京都教育委員会 ふれあい月間」のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析	指導室			
	14 15 個に応じたきめ細かな教育相談の充実	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。	○教育相談の充実と関係機関との連携	指導室			
	15 16 様々な 家庭環境 や 背景 にある児童・ 1 生徒への支援	経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。	○「 調布市子ども・若者支援地域ネットワーク 」における市の関係部署、 その他関係機関・団体との連携 ○スクールカウンセラーによる小学 校第 5 学 年及び中学校 校第 1 学 年の全児童・生徒に対する面接実施 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる様々な 家庭環境 にあるに応じた 児童・ 1 生徒への支援体制の充実 ○就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続	指導室、学務課	1-2地域と学校の連携の推進	1-2-2要保護児童対策地域協議会との連携	児童虐待防止のため、調布市では要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置している。 教育委員会もその構成員として、協議会を構成する関係機関と連携・協力し、要保護児童等に対する支援を図る。

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
5 魅力ある学校づくりの推進	1617 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進		○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の計画的な導入 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進 に向けた支援による学校教育活動のさらなる充実	指導室	1-2地域と学校の連携の推進	1-2-3コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び推進	調布市教育委員会から任命された学校運営協議会委員が校長の作成した学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について校長や教育委員会に意見を述べたり、また、教職員の任用について教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を段階的に導入する（令和7年度までに全市立小・中学校に導入予定）。また、コミュニティ・スクールを導入した学校では、学校運営協議会において、学校で行う自己評価の結果を受けて学校関係者評価を行い、翌年度の学校運営上の課題や解決のための方針を示し、教育活動の充実・活性化改善を図る。
					1-2地域と学校の連携の推進	1-2-4地域学校協働本部の活用（地域人材を活用した教育活動の推進）	地域コーディネーターを中心に、保護者や地域住民、企業の学校教育活動への参画を図り、学校と地域が連携・協働して子どもたちに学ぶ機会を与える地域学校協働本部の活用を推進する。
					1-2地域と学校の連携の推進	1-2-5学校評議員制度の実施	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、教育活動、学校評価、学校・家庭・地域との連携などの学校運営に関し、校長の求めに応じて意見を述べ、学校を支援する学校評議員制度を継続して実施する。
					1-2地域と学校の連携の推進	1-2-6学校関係者評価の実施	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、保護者や学校評議員、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会が、学校が行う自己評価の結果を評価することにより、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を促進する。
	1718 特色ある教育活動の推進		○特色ある学校づくり推進交付金や市内の教育資源を活用した特色ある教育活動の充実 ○中学校学校選択制の実施等を通じた特色ある学校づくりの推進	指導室 学務課			
	1819 教職員の指導力・人権意識の向上		○ 学習指導要領に対応した次期学習指導要領を見据えた授業改善推進プラン 」に基づく取組の推進 ○ 「新たな教師の学びの姿」を支援する 、学校、教育経営研究室、指導主事の連携による研修、指導の推進 ○教員の指導力・人権意識の向上、服務事故防止、体罰防止や不適切な指導・暴言等に関する研修の実施	指導室			
	1920 学校における働き方改革の推進		○調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組の推進 ○学校給食費の公会計化の導入	指導室、学務課、教育総務課			
	21 市立中学校部活動の地域連携・地域展開の推進		○ 「調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」 に基づく取組の推進	指導室			

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
6 安全・安心な学校づくりの推進	2022 食物アレルギー対策の推進	食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状態等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。	○東京慈恵会医科大学附属第二病院西部医療センターとのアレルギー対応ホットラインの運用や関係機関との連携による正しい知識—技術やエピペン・ネフイー投与の習得 ○アレルギー対応専用調理室の設置等、計画的な整備の推進 ○調布市医師会、アレルギー専門医等との連携による管理指導表の分析・検討等	学務課、指導室			
	2123 安全教育の推進	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。 セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。	○ 調布市防災教育の日」や セーフティ教室」等による安全教育・指導の推進 ○ 生命（いのち）の安全教育」の取組推進	教育総務課、指導室			
	2224 児童・生徒の安全確保の推進	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進する <u>とともに、危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発を行う</u> など、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。 また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。	○校内用携帯電話等を活用した、緊急時における連絡手段・体制の継続 ○通学路に設置した防犯カメラの適切な維持・管理、通学路の合同点検の実施等 ○「 <u>こどもの家</u> 」の普及啓発の推進 ○「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づく、シックハウス対策の実施 ○「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づいた感染症対策の実施 ○看護師等の配置の人的支援や教員の研修等によると医療的ケアに必要な備品の整備を通じた、医療的ケア児への支援体制の整備充実 ○地域人材を活用した「みまモーニング（小学校児童への早朝見守り事業）」の実施 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実 ○一人1台端末を活用した心の健康観察の実施による、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期発見や早期支援の推進 ○地域学校協働本部事業による地域人材を活用した校外学習等の引率補助や見守り、放課後の学習支援を通じた居場所作りの実施等による魅力ある学校づくりの推進	学務課、社会教育課、教育総務課、指導室	1-2地域と学校の連携の推進	1-2-1通学路の安全確保の推進	通学路標示板の更新、通学路マップ作成配付、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、保護者・地域との連携で通学時の安全対策を図る。また、登下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全対策に資することを目的として、平成27年度から設置をした通学路を撮影する防犯カメラは、今後、維持管理を行っていく。
					1-2地域と学校の連携の推進	1-2-8こどもの家活動の支援	各学校区において、登下校中や外で遊んでいる時に、不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際に子どもを保護するため、通学路を中心とした地域の協力者の家、商店等が「こどもの家」として登録し、危険から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所として実施している取組を支援する。 市では、市内事業所8団体と覚書を交わし、児童・生徒の安全を守る取組の強化を図っている。

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
7 学校施設整備の推進	23 <u>25</u> 学校施設の更新	構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。 また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかＬＥＤ照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。	○調布市公共施設マネジメント計画」及び調布市学校施設整備方針」に基づく取組の推進 ○若葉小学校、第四中学校、図書館若葉分館の一体型施設整備の推進 ○学校施設の建替等、大規模な改修・工事における、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上の高断熱化のほかＬＥＤ照明導入による省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた、持続可能な教育環境の検討 <u>○学校施設の建替や大規模な改修工事における高断熱化や省エネルギー化等の実施</u> <u>○「小・中学校プールに係る基本的な考え方（仮称）」に基づく取組</u> <u>○給食室改修工事に伴うアレルギー専用調理室の設置</u>	教育総務課、 <u>学務課</u>			
	24 <u>26</u> 不足教室への対応	小学校における３５人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。	○普通教室を整備する改修工事や校舎増築等の不足教室対策の実施 ○調布市 の 次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに <u>関する</u> 指導要綱」に基づく教室確保困難通学区区域の指定（市長部局との連携）	教育総務課			
	25 <u>27</u> 安全・安心で快適な教育環境の整備	計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。 緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確な改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。 また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。	○計画的な維持保全改修及び修繕の実施 ○校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理 <u>○窓ガラスへの遮熱フィルム等の設置やプールの日除けなどの夏季の暑さ対策・熱中症対策等、安全・安心で快適な教育環境の整備</u> ○校舎内のバリアフリー対応の充実等、避難所機能の充実	教育総務課			
該当なし	該当なし	該当なし (凡例) 文字 プランから削除 文字 プランに追加（第１回教育プラン策定検討委員会6/30時点） 文字 プランに追加（第2回社会教育委員の会議7/7時点）	該当なし	該当なし	3-3団体の自主的な活動の支援	3-3-3公立学校ＰＴＡ連合会活動への支援	学校教育、社会教育に関して学校と家庭との連携を図ることを目的に、調布市公立学校ＰＴＡ連合会の広報、体育事業、懇談会、講演会などの活動に対し、補助金を交付することにより、ＰＴＡ活動の促進を図る。
					3-4学習を通じた市民参画の推進	3-4-1社会教育委員の会議の運営	社会教育法第１５条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき、社会教育委員を設置している。社会教育委員は、市の社会教育に関して、調布市教育委員会に助言・答申等を行う。
					4-1市民参加による社会教育施設の運営	4-1-1公民館運営審議会の運営	社会教育法第２９条、調布市公民館条例第１７条による設置。館長の諮問により公民館における各種事業、またその企画実施について調査審議し、助言をする。
					4-1市民参加による社会教育施設の運営	4-1-2図書館協議会の運営	図書館法第１４条及び調布市立図書館条例第９条により設置しており、図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館活動について館長に対して意見を述べる機関である。年４回開催している。

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
8 青少年の育成	2628 家庭教育への支援	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。 また、家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行、 <u>各公民館における子育て支援のための家庭教育事業の実施</u> を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図ります。	○家庭教育セミナーに対する助成等の実施 ○社会教育情報紙「コラボ」の発行 <u>○公民館家庭教育事業の実施</u>	社会教育課、 <u>公民館</u>	1-1地域での子育て支援	1-1-1社会教育情報紙「コラボ」の発行	家庭教育及び青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図る。
					1-1地域での子育て支援	1-1-2公民館家庭教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8 参照）
					1-2地域と学校の連携の推進	1-2-7家庭教育セミナーの支援	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、オンラインを含めた助言、情報提供や助成などの支援をする。
	2729 地域で活躍できる人材の養成	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサプリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。	○ジュニアリーダー講習会（中学生対象）・シニアリーダー講習会（高校生学齢対象）・レクリエーション講習会（高校生学齢以上対象）の実施 ○ジュニアサプリーダー講習会（小学生対象）の支援	社会教育課	1-3青少年の育成	1-3-3地域で活躍できる人材の養成	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサプリーダー講習会（JSL）、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会（JL）、高校生学齢を対象としたシニアリーダー（SL）講習会の実施及び支援を行う。レクリエーション講習会では、青少年の健全育成の担い手としてレクリエーション指導者の養成を図る。
					1-3青少年の育成	1-3-1青少年交流館の運営	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る
					1-3青少年の育成	1-3-2公民館青少年教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業を実施し、青少年の学習活動支援、仲間づくりなどの場を通して、学校以外で「生きる力」や変化の激しい社会を「生き抜く力」を育むことにつなげていく。
2830 青少年交流・体験事業の推進		青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。 <u>国際社会で主体的に行動できるグローバル人材への成長を目指し、外国の文化や生活等の直接体験ができる中学生海外体験学習事業を推進します。</u> また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。	<u>○中学生海外体験学習事業の実施・成果発表</u> ○調布っ子“夢”発表会の実施と、子どもたちが発表の成果を感じられるような取組の <u>検討継続</u> ○ハケ岳少年自然の家、青少年交流館の維持管理・運営 ○二十歳のつどいの実施 <u>○公民館青少年教育事業の実施</u>	社会教育課、 <u>公民館</u>	3-4学習を通した市民参画の推進	3-4-1二十歳のつどいの運営	人生の節目として、将来について考える機会となるつどいの場として二十歳のつどいを実施する。また、実行委員会を設置し、幅広い若者世代の参加の機会を設ける。
					3-4学習を通した市民参画の推進	3-4-2調布っ子“夢”発表会の実施	子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図る。また、子どもたちが発表の成果を感じられるような取組を検討する。
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-2ハケ岳少年自然の家の管理運営	昭和58年に開設した施設であり、施設（外構含む）の老朽化が進んでいるため、計画的に維持保全を実施していく。

(凡例)

文字 プランから削除

文字 プランに追加（第1回教育プラン策定検討委員会6/30時点）

文字 プランに追加（第2回社会教育委員の会議7/7時点）

次期教育プラン				社会教育計画			教育プラン資料編					
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要	「社会教育分野の事業一覧（案）」記載する文面				
9 生涯学習社会への対応	2931 市民、社会教育関係団体等の活動への支援	社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。 公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。	○社会教育関係登録団体や学習グループ、公民館登録団体の活動支援、活動成果の発表、市民に還元する機会の提供 ○学校施設の開放による、スポーツ・文化等、生涯学習の場の提供 ○社会的に制約のある方の学習参加の支援 ○公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援活動支援	社会教育課、公民館	2-1障害のある人とともに歩む学び	2-1-4障害のある方の学習参加の支援	紙の資料をそのままでは利用できない方のために点字や音声にする、事業の企画にあたっては手話通訳付きで実施できるように配慮するなど、視覚や聴覚などをはじめとした障害者の学習参加を支援し、多様な人々がともに学ぶ環境を作る。	「（新規）社会的に制約のある方の学習参加の支援」に包含する。				
						（新規）社会的に制約のある方の学習参加の支援	（第12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論）ウェルビーイングの実現のためには一人一人が個性を持ち、自分以外のウェルビーイングにも配慮し多様性を認め合う社会的包摂の精神が重要であるが、高齢者、障害者、外国人等、社会的に制約のある人に対しても社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠である。社会的に制約のある人々の学習ニーズを適切に把握しながら、学びやすい環境を整える必要がある。また、そのような人々の主体的な学びへの意欲を向上させることのみならず、学びを提供する役割も担うことにより、地域や社会への貢献への意欲を養う視点も重要である。	高齢者、障害者等、社会的に制約のある人の学習参加を支援し、多様な人が学び合い地域で活躍できる環境づくりを推進する。				
					3-3団体の自主的な活動の支援	3-3-1学習グループのサポート	市民の自主的なグループ学習を支援し、公開講座の実施などにより、学習した成果を地域社会に還元し、活動の支援を推進する。	市民の自主的なグループ学習を支援し、学習成果の地域還元を通じて活動の発展と活性化を図る。				
					3-3団体の自主的な活動の支援	3-3-2社会教育関係団体の育成と支援	社会教育関係団体に対して、一般に公開する事業等の経費の助成を行い、市民の自主的な社会教育活動を促進し、市の社会教育の発展を促す。	社会教育関係団体への助成を通じて、市民の自主的な社会教育活動の促進と発展を支援する。				
					3-3団体の自主的な活動の支援	3-3-4公民館登録団体の地域参加の検討・充実、組織化への支援（地域に根差した公民館活動の推進）	公民館登録団体との共催事業を実施したり、登録団体会員を講師やサポーターとして活用することで、地域全体で社会教育活動を支え、地域活性化を図る。また、公民館の主催事業への参加を契機に派生した学習グループを育成し、公民館登録団体への移行、組織化など公民館利用団体の自主的な活動を支援する	公民館登録団体との共催や学習グループの育成・登録団体化支援を通じて、自主的な活動と地域活性化を図る。				
					3-4学習を通じた市民参画の推進	3-4-2公民館登録団体の育成と支援（地域に根差した公民館活動の推進）	調布市公民館利用団体の登録及び援助に関する規則に基づいて、公民館登録団体の活動の育成と支援をし、公民館を学習や成果発表の機会や場として提供することで、地域の活性化と生涯学習の推進につなげる	公民館登録団体の活動を支援し、学習や成果発表の場を提供して生涯学習の推進を図る。				
					3-4学習を通じた市民参画の推進	3-4-3 3 公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援（地域に根差した公民館活動の推進）	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3 公民館（東部公民館・西部公民館・北部公民館）で活動する団体（利用団体連絡会等）で組織する連絡会において、交流や情報交換などを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。	公民館で活動する団体の交流と連携を目的とした連絡会を通じて、地域に潜在する人材の発掘・活用による地域活性化を図る。				
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-1学校施設の開放による市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興、普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図る。	学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興、普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図る。	学校施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の振興と地域交流の促進を図る。				
					3032 障害のある方の社会体験活動への支援	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。	○「遊 i n g」、「杉の木青年教室」、「のびのびサークル」など、障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施	社会教育課	2-1障害のある人とともに歩む学び	2-1-1杉の木青年教室事業	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、スポーツや工作など、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する。	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、スポーツや工作など、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する。
									2-1障害のある人とともに歩む学び	2-1-2のびのびサークル事業の推進	特別支援学級在籍者・卒業生及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に、ダンスやゲーム、バスハイクなどを開催し、様々な社会体験の機会を提供する。	特別支援学級又は特別支援学校の在籍者・卒業生を対象に、ダンス活動を中心に、社会体験の機会を提供する。
				2-1障害のある人とともに歩む学び	2-1-3遊 i n g（ゆーいんぐ）事業の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験の機会を提供する。	特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験の機会を提供する。					

（凡例）

■文字 プランから削除

■文字 プランに追加（第 1 回教育プラン策定検討委員会6/30時点）

■文字 プランに追加（第2回社会教育委員の会議7/7時点）

(凡例)	
■文字	プランから削除
■文字	プランに追加（第 1 回教育プラン策定検討委員会6/30時点）
■文字	プランに追加（第2回社会教育委員の会議7/7時点）

次期教育プラン				社会教育計画			教育プラン資料編	
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要	「社会教育分野の事業一覧（案）」記載する文面
	3+3暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進	公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。 また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。	○図書館・公民館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供 ○子育て支援のための家庭教育、高齢者の健康づくりや生きがい、国際社会や共生社会への理解等、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施 ○学習成果の発表と市内近隣学校を含む地域との交流の場となる地域文化祭の開催 ○地域連携事業の推進 ○公民館施設の適切な維持管理 ○施設予約システム導入による、利用者の利便性の向上と新たな利用者層の取組み	公民館	2-1障害のある人とともに歩む学び	2-1-5公民館成人教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。
					2-2国際交流につながる学び	2-2-1公民館国際理解教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国にルーツのある市民との交流・共生を深める取組につなげていく	常に変化する国際社会や多様な文化への理解を深める学習機会を提供し、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。
					2-3差別や偏見のない社会をつくる学び	2-3-4公民館家庭教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8 参照）	子育ての悩みを抱える保護者に学習機会や保護者同士の交流の場を提供し、安心して子育てができるように支援する。
					2-3差別や偏見のない社会をつくる学び	2-3-5公民館成人教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。
					3-1地域とともに学ぶ機会の提供	3-1-1公民館国際理解教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国にルーツのある市民との交流・共生を深める取組につなげていく	2-2-1と同じ。
					3-1地域とともに学ぶ機会の提供	3-1-2公民館成人教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。	2-3-5と同じ
					3-1地域とともに学ぶ機会の提供	3-1-3公民館高齢者教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	高齢者が抱える悩みや不安の解消、健康、生きがいづくりなど、テーマ性と連続性などを含んだ学習の機会を提供し、高齢期の豊かな生活を支援する。	高齢者の不安解消や健康増進を目的に、学習と交流の機会を継続的に提供し、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援します。
					3-4学習を通じた市民参画の推進	3-4-4地域連携事業の推進（地域に根差した公民館活動の推進）	地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。	地域の団体や関係機関などと連携し、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-3公民館の施設整備、Wi-Fi利用の推進	建設後47年が経過する東部公民館をはじめ、西部公民館や北部公民館においても老朽化が進んでいる。そのため、計画的な施設改修やWi-Fi利用を促進し、安全で良好な施設環境の中で市民の学習活動、地域活動を進める。	事業ではないので削除。
					4-4学習成果を発表、還元する場づくり	4-4-1地域文化祭の実施	地域に学習成果を発表、還元する場として、また、公民館利用団体相互だけでなく、地域住民との交流を深める場として、公民館施設を利用する団体が実行委員会を組織して地域文化祭を企画・運営する。	登録団体等の学習成果を発表、還元する場として、地域住民との交流を深める場として、地域文化祭を企画・運営する。
					4-5地域人材のネットワークづくり	4-5-13公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援(地域に根差した公民館活動の推進)	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館（東部公民館・西部公民館・北部公民館）で活動する団体（利用団体連絡会等）で組織する連絡会において、交流や情報交換などを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。	3-4-3と同じ
					4-5地域人材のネットワークづくり	4-5-2地域連携事業の推進（地域に根差した公民館活動の推進）	地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。	3-4-4と同じ。
						（新規）公民館の施設予約システム導入		公民館において、施設予約システムを導入し、利用者の利便性の向上と新たな利用者層の取組みを図る。

次期教育プラン				社会教育計画			教育プラン資料編	
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要	「社会教育分野の事業一覧（案）」記載する文面
	3234 市民の読書・調査活動への支援	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、 収集資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します市民ニーズに応じた図書館サービスの検討に取組みます。 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、 市立小・中学校との連携事業の充実や市内学校との連携や、 乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。 図書館施設の適正な維持管理及び施設整備へ取組みます。	○図書館・公民館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供 ○市内近隣学校との連携等、地域資源の活用による事業の充実 ○学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存 ○レファレンスサービス、図書館利用に障害のある人々へのサービス（音訳、点訳、宅配サービス等）の充実 ○図書館収蔵資料のデジタル化、電子書籍、ＩＣタグの導入等、新たな図書館サービスの導入検討 ○市民ニーズに応じた図書館サービスの検討 ○「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく取組推進 ○図書館施設の適正な維持管理及び施設整備への取組	図書館	1-1地域での子育て支援	1-1-3子どもの読書活動の推進	子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を得、社会の中で生きる力を習得する上で欠くことのできない読書の力を身につけるため、子どもの発達段階に応じた資料を提供し、資料と子どもを結びつけるためのおはなし会等の事業を行う。子どもと子どもの本に関心のある大人に対して、子どもの本に親しむ会など様々な事業を実施する。	
					1-2地域と学校の連携の推進	1-2-9学校図書館と公共図書館の連携による子どもの読書活動の推進	市立図書館は、小学校３年生を対象にした図書館ガイダンスの実施、小学校２年生の町たんけんの受入れ、調べ学習に関する資料提供や団体貸出等を中心に、小・中学校と連携を図っている。また、中高生による職場体験の受入も行っている。さらには、市立図書館と学校図書館の担当者で図書館ガイダンス等の実施状況を確認し、連携事業の改善・強化を図っている。	
					2-1障害のある人とともに歩む学び	2-1-6図書館利用支援サービスの推進	資料があってもそのままでは読むことができない、来館が困難など、図書館を利用したくても利用できない市民に対して、資料を点訳・音訳して提供する、宅配するなどにより、誰でも図書館を利用できるように支援する。実施にあたっては多くの市民の協力を得て行い、併せて、これらの事業に携わる音訳者、点訳者、布の絵本製作者等の養成を行う。	
					3-1地域とともに学ぶ機会の提供	3-1-4読書会、講座、講演会の実施及び支援	読書会や講座、講演会を主催し、また開催を支援することにより、市民の学習を支援する。	
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-4図書館分館の整備の推進	市内に１０館ある分館のうち８つの分館は、開館して４０年以上を経て、経年劣化が進んでいる。そのため、安全で良好な施設環境を保持できるよう大規模改修も含め維持保全を行う。	事業ではないので削除。
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-1市民の手によるまちの資料情報館事業の推進	調布市地域情報化事業の一環として、市民の目線で、市民自らが調布に関する事柄を調査、整理し、調布市立図書館のホームページを通じて発信している。	令和７年度で事業終了につき削除。
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-2図書館資料の収集、整理、提供、保存	一般書・児童書・地域資料・外国語資料等、求められる資料・情報を選定・収集し、利用者が検索しやすい形にデータを整備し、資料に適した装備（コーティング・バーコードの添付等）を行う。書架は、常に利用しやすいように工夫し、充実した内容・新鮮さを保つ。年月を経た資料は、修理・製本・除籍を行い、資料的価値を考慮して保存庫等で保管・維持する。収集・整理・保存されている図書館資料を、貸出、閲覧、複写などによって利用者に提供する。 資料には新聞・雑誌・逐次刊行物・データベース等を含む。	
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-3調査活動への支援	資料探索や調査研究の支援を行う。また、調べ方の案内シートの作成などを行い、利用者が求める資料を探索する支援や環境整備を行う。	
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-4地域資料のデジタル化の推進	調布市の地域資料は調布市以外にはないことから、市には地域資料を収集し、保存する責任がある。資料を保全しつつ、利用を図るため、対象資料を精査しながら資料のデジタル化を進める。	

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
10 地域ゆかりの文化の保存と継承	3335 文化財の保存及び活用	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。 国史跡下布田遺跡整備事業では、令和９年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を進めます史跡を活用した学校連携事業を推進します。	○調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録、 <u>郷土芸能の保存・継承</u> <u>○東京文化財ウィークへの参画による文化財の公開機会の拡大、講演会等の実施</u> <u>○市指定文化財や国登録有形文化財の保存・活用、郷土芸能の保存・継承</u> ○国史跡下布田遺跡の整備事業の推進、市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組、普及・啓発事業の展開による地域の活力の向上の取組 ○史跡の保全と活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の推進 ○史跡を活用した学校連携事業の推進 <u>○国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用</u>	郷土博物館	3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-4文化財の保存・活用	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に、東京都教育委員会主催の東京文化財ウィークへの参画により、市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大や見学会、講演会等を実施するほか、広報誌やSNSを活用した情報発信を行う。
					3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-5郷土芸能の保存・継承	市内に残る郷土芸能を保存し、次世代へと継承していくため、後継者育成を支援する。また、市指定無形民俗文化財である「調布の祭ばやし」を保存・継承し、地域文化の向上や市民の郷土愛の醸成に寄与できるよう、「調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を実施する。
					3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-6国史跡下布田遺跡整備事業の推進	学識経験者、文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」における検討、市民ワークショップ、学校連携事業などの普及啓発の取組を重ねながら、史跡整備事業を推進する。
					3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-7国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用	国登録有形文化財真木家住宅と隣接する公園との一体的な有効活用に関する取組を推進する。
					3-4学習を通じた市民参画の推進	3-4-5国史跡下布田遺跡市民ワークショップの実施	国史跡下布田遺跡整備のコンセプトづくりに市民意見を反映させるため、市民ワークショップを実施する。また、開園後は、史跡に関心を持つボランティアや地域住民が、史跡公園を活用した学びや活動に主体的に関われるよう、市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組を推進する。
	3436 地域ゆかり郷土の歴史・文化を生かした事業の展開	郷土博物館では、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることへとつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。 郷土博物館では、郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。また、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。	○深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組 ○多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業の推進 ○収蔵資料データベースの整備・公開、公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報発信 ○学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等、学校と連携した教育普及事業の実施 ○失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成 ○郷土の歴史・文化の調査研究・記録保存、資料や情報の整理、収蔵資料データの公開、展示普及事業の推進 ○地域ゆかりの文化を次世代に継承する意識の共有（博物館を拠点としたつながりづくり、市民サポーターの育成、地域の活力の向上など） ○郷土博物館の機能・役割、施設に関する課題・方向性の整理	郷土博物館	3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-1郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進	郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供する。
					3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-2学校教育との連携事業の推進	学校教育の学習内容に即した展示・出前授業等の教育普及事業を実施する中で、郷土の歴史・文化に触れる機会を創出する。また、新たに調布市に赴任した小中学校教員の授業支援につながるよう初任者研修や課題別研修の受け入れを行う。
					3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-3博物館法の一部改正の趣旨を踏まえた取組の推進	令和５年４月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組や、多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業を推進する。
					3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-9失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成	図書館では、調布市にまつわる資料の収集のほか、「子どものための調布のむかしばなし」という本を作成し、頒布をしている。 郷土博物館では、時代の変化に伴い失われるおそれのある生活風習、行事、まち並みなど、後世に残すべき郷土の歴史・文化の情報を収集し、記録作成を推進する。
					4-1市民参加による社会教育施設の運営	4-1-3郷土博物館機能の在り方や方向性の整理	郷土博物館は、昭和３０年代の都市化の進展に伴い、従来の生活様式が失われていくことを憂慮する多くの市民の熱意に支えられ、昭和４９年に開館した。開館から４５年以上経過する中で、今後の郷土博物館機能の在り方や方向性を市民の視点を取り込んだ形で整理するため、郷土博物館の在り方検討会を設置する。
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-5郷土博物館の整備	郷土博物館は昭和４９年に開館し、４５年以上経過する中で、施設の老朽化が顕在化しているため、令和４年度策定の「調布市公共施設マネジメント計画」に基づいて、計画的な老朽化対策を行う。並行して、年々増加する資料への対応、多摩川浸水想定区域からの収蔵資料等の移転、バリアフリー対応などの施設的な課題を踏まえ、中長期的視点に立った郷土博物館の在り方を検討する。

(凡例)

文字
プランから削除

文字
プランに追加（第１回教育プラン策定検討委員会6/30時点）

文字
プランに追加（第2回社会教育委員の会議7/7時点）

次期教育プラン					社会教育計画		
施策名	主要事業		主な取組	所管課	施策	事業	概要
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-5収蔵資料データベースの整備・公開	地域ゆかりの様々な資料を市民・関係機関等と連携しながら収集、整理、保存、調査・研究し、広く一般の活用を目指して、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進する。 また、市公式Y o u T u b eチャンネルやＳＮＳを活用し情報発信する。
34 地域ゆかりの歴史・文化文化人等を生かした事業の展開		武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。 図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。	○地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 ○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 ○実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用 ○実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討 ○武者小路実篤記念館の維持管理・運営 ○武者小路実篤を核とした特色ある展示活動（特別展・企画展など）や普及事業、実篤の魅力発信 ○武者小路実篤記念館の情報提供システム更新（デジタル情報の公開・事業全般の活用、広報事業の充実） ○武者小路実篤記念館の博学連携事業における新たな教材の開発と場の提供、出張展示の実施 ○武者小路実篤記念館の保全工事の適切な維持管理 ○水木しげる氏やつげ義春氏の作品など、地域ゆかりの文化人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進、資料の収集、保存、提供 ○「映画のまち調布」の特色を生かした事業の展開	郷土博物館、図書館	3-2地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	3-2-8武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	武者小路実篤、白樺、新しき村を中心として、多様なジャンルにわたる収蔵品をもとに、実篤の幅広い活動や魅力を紹介し、特色ある展示・普及事業を展開する。また、博学連携事業を積極的に進め、子どもたちが博物館施設に親しみ、人間愛・郷土愛を育む取組を実施する。
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-6実篤記念館の整備	市民が安全に安心して快適に利用できる芸術鑑賞施設となるように、老朽化した施設・設備の整備を図る。また、貴重な文化遺産を後世に継承するため、作品・資料等を良好な状態に保つため展示・保存環境の維持・改善に努める。
					4-2社会教育関連施設の整備と活用	4-2-7実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討	地域ゆかりの文化遺産である実篤公園の良好な環境の維持に向けた整備とともに、登録有形文化財に指定されている旧実篤邸の保存・活用を図る。また、実篤記念館と実篤公園のより一体的な事業展開を検討する。
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-6実篤関連作品・資料の収集、整理・保存、修復の推進	地域ゆかりの貴重な文化遺産である実篤関連の作品・資料を収集、整理・保存、修復し、公開・活用するとともに、後世に伝えていく。
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-7実篤関連及び収蔵品情報の収集と提供	多岐にわたる実篤関連及び収蔵品の情報を収集し、展示や普及活動の基本資料として活用するとともに、情報を提供する。
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-8実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用	多岐にわたる実篤記念館収蔵品のデータ整備を図り、情報提供システム（収蔵品データベース、情報閲覧システム、映像視聴システム、ホームページ）をリニューアルし、安定的な維持運用に努める。
					4-3社会教育関連施設の資料のネットワーク化	4-3-9実篤記念館のデジタル資料を活用したＩＣＴ教育との連携	実篤記念館のデジタル資料を活用したＩＣＴ教育との連携を図り、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実践において教材と学習の場を提供する。また、これまで来館が困難だった地域の市内小・中学校にも、ＩＣＴを利用して積極的に実篤記念館を活用する機会を提供する。